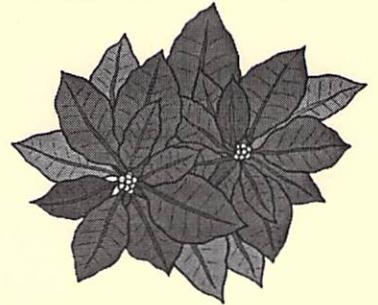


厳しい経済情勢の中、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金が多くの方々に利用されていますが、虚偽の支給申請を行うなど不正な受給が後を絶ちません。そのため、平成22年11月1日以降の申請から、不正受給防止対策がさらに強化されることになりました。

不正受給とは？

- 偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。
- 不正受給であることが判明した場合、不支給とされ、または支給が取り消されます。すでに助成金の支給を受けている場合は、その返還を求められます。
- 不正が判明した場合、向こう3年間は、雇用保険料を財源としたすべての助成金の支給を受けられなくなります。



不正受給防止対策の強化のポイント

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けようとする事業主の方が不正受給を行った場合

- ・事業主の名称、代表者氏名
 - ・事業所の名称、所在地、概要
 - ・不正受給の金額、内容
- が公表されます

〈補足〉不正受給防止対策の強化に伴い、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の支給申請書の様式も変更されました。旧様式での申請も可能ですが、その際には、「支給申請確認書（様式第92号）」をあわせて提出することとされています。

不正受給が後を絶たないということは、それだけ支給額も多いということです。例えば、従業員を解雇せず休業させた場合は、最高で、休業手当相当額の3分の2〔中小企業の場合5分の4〕が3年間で300日分も支給されます（他の支給パターンもあり）。

適切に利用すれば、企業にとっても、従業員にとっても、メリットのある制度です。

本年12月からは支給要件が一部緩和されることになっています。

ご利用をお考えの際には、気軽に相談してください。

お仕事カレンダー

- 12/10 ●一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付
- 12/31 ●11月分健康保険・厚生年金保険料の納付

- 12/31 ●固定資産税（都市計画税）の納付
納付対象：第3期分
- 10月決算法人の確定申告・翌年4月決算法人の中間申告
- 翌年1月・4月・7月決算法人の消費税の中間申告
- 年末調整による源泉徴収所得税の不足税額徴収繰延承認申請書、保険料控除申告書（生命保険等）の提出（会社）

発行: 社会保険労務士事務所 プロセスコア
〒861-1102 熊本県合志市須屋 1949-10

TEL 096-341-0866 FAX 096-341-0867 email: info@process-core.com

発行日: 2011年3月1日

4月納付分より協会けんぽの保険料率が引き上げられます!

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、平成23年度の保険料率の引き上げを決定しました。一般保険料率(都道府県単位)については、全国平均で、平成22年度の9.34%から9.50%に上昇します。適用は、平成23年3月分(4月納付分)からになります。

1 一般保険料率(都道府県単位保険料)

	変更前		変更後		変更前		変更後
北海道	9.42%	⇒	9.60%	滋賀県	9.33%	⇒	9.48%
青森県	9.35%	⇒	9.51%	京都府	9.33%	⇒	9.50%
岩手県	9.32%	⇒	9.45%	大阪府	9.38%	⇒	9.56%
宮城県	9.34%	⇒	9.50%	兵庫県	9.36%	⇒	9.52%
秋田県	9.37%	⇒	9.54%	奈良県	9.35%	⇒	9.52%
山形県	9.30%	⇒	9.45%	和歌山県	9.37%	⇒	9.51%
福島県	9.33%	⇒	9.47%	鳥取県	9.34%	⇒	9.48%
茨城県	9.30%	⇒	9.44%	島根県	9.35%	⇒	9.51%
栃木県	9.32%	⇒	9.47%	岡山県	9.38%	⇒	9.55%
群馬県	9.31%	⇒	9.47%	広島県	9.37%	⇒	9.53%
埼玉県	9.30%	⇒	9.45%	山口県	9.37%	⇒	9.54%
千葉県	9.31%	⇒	9.44%	徳島県	9.39%	⇒	9.56%
東京都	9.32%	⇒	9.48%	香川県	9.40%	⇒	9.57%
神奈川県	9.33%	⇒	9.49%	愛媛県	9.34%	⇒	9.51%
新潟県	9.29%	⇒	9.43%	高知県	9.38%	⇒	9.55%
富山県	9.31%	⇒	9.44%	福岡県	9.40%	⇒	9.58%
石川県	9.36%	⇒	9.52%	佐賀県	9.41%	⇒	9.60%
福井県	9.34%	⇒	9.50%	長崎県	9.37%	⇒	9.53%
山梨県	9.31%	⇒	9.46%	熊本県	9.37%	⇒	9.55%
長野県	9.26%	⇒	9.39%	大分県	9.38%	⇒	9.57%
岐阜県	9.34%	⇒	9.50%	宮崎県	9.34%	⇒	9.50%
静岡県	9.30%	⇒	9.43%	鹿児島県	9.36%	⇒	9.51%
愛知県	9.33%	⇒	9.48%	沖縄県	9.33%	⇒	9.49%
三重県	9.34%	⇒	9.48%				

2 介護保険料率

全国一律	
変更前	1.50%
	↓
変更後	1.51%



<健康保険の保険料の仕組み>

- 健康保険の被保険者(介護保険第2号被保険者以外)の保険料

$$\text{保険料} = \text{一般保険料} (\text{標準報酬月額} \times \text{一般保険料率})$$

注. 賞与支払月には、標準賞与額×一般保険料率も徴収されます。

- 介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に該当する健康保険の被保険者の保険料

$$\text{保険料} = \text{一般保険料} + \text{介護保険料} (\text{標準報酬月額} \times \{\text{一般保険料率} + \text{介護保険料率}\})$$

注. 賞与支払月には、標準賞与額×{一般保険料率+介護保険料率}も徴収されます。

※このように計算した保険料の額を、労使折半で負担します。

最新情報

成長分野等人材育成支援事業の活用が可能か、確認してみましょう！

現在、厚生労働省によって、「成長分野等人材育成支援事業」が実施されています（平成24年3月31日までの暫定措置です）。

「成長分野等人材育成支援事業」とは、健康、環境分野及び関連するものづくり分野（成長分野等＝支給対象分野）において、期間の定めのない従業員を雇入れ、又は他の分野から配置転換し、OFF-JTを実施した事業主の方に対して、その負担した訓練費用を、対象者1人当たり20万円（中小企業がOFF-JTとして大学院を利用した場合には、50万円）を上限として支給するものです。

申請は、訓練開始1ヶ月前までに行う必要があります。申請を検討されたい方は、お問い合わせ下さい。

●支給対象事業主の要件●

- ① 雇用保険の適用事業であり、健康、環境分野及び関連するものづくり分野（支給対象分野）の事業を行っていること
- ② ①の事業に、申請前5年以内（職業訓練計画中を含む）に雇い入れた、又は異分野から配置転換した従業員を雇用していること
- ③ ②の労働者に対して職業訓練計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けること ほか

●支給対象分野(成長分野等)●

※以下の分類は、「日本標準産業分類」による

大分類A→中分類02－林業

大分類D－建設業

このうち、環境や健康分野に関する建築物等を建築しているもの

大分類E－製造業

このうち、環境や健康分野に関する製品を製造しているもの

このうち、環境や健康分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの

大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業の中の中分類33－電気業

大分類G－情報通信業

例) ウェブコンテンツ事業

大分類H－運輸業・郵便業

大分類L→中分類71

－学術・開発研究機関

このうち、環境や健康分野に関する技術開発を行っているもの

大分類N→中分類80→小分類804－スポーツ施設提供業

例) フィットネスクラブ

大分類O→中分類82→小分類824→細分類8246－スポーツ・健康教授業

例) スイミングスクール

大分類P－医療、福祉

大分類R→中分類88－廃棄物処理業

例) ごみ処分量

その他（上記以外）

このうち、環境や健康分野に関する事業を行っているもの

例) エコファンド

お仕事 カレンダー

3/10 ●一括有期事業開始届の提出
(建設業)

主な対象事業:概算保険料160万円未満で
かつ請負金額が1億9000万円未満の工事

●2月分の源泉所得税、住民税特別徴収
税の納付

3/16 ●3/16(月)は所得税・贈与税の申告・納税
期限です。

●所得税の確定申告書の提出

●所得税の更正請求(前年度分)

●青色申告承認申請書の提出

(新規適用のもの)

3/16 ●確定申告税額の延納の届出書の提出

●所得税の申告書(損失申告用)の提出

●贈与税の申告(前年度分)

●個人の道府県民税・市町村民税の申告

●個人事業税の申告

3/31 ●2月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付

●個人事業者の消費税の確定申告

●1月決算法人の確定申告・7月決算法人の中
間申告

●4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆当事務所より